

表3 平成31年(2019年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までに成立した法律・政令

府省	局	名称	概要	成立日 公布日 施行日
環境省	自然環境局	自然環境保全法の一部を改正する法律	沖合の海底の自然環境の保全を図るため、沖合海底自然環境保全地域の指定及び当該地域内における海底の形質を変更するおそれがある特定の行為に対する許可制度の創設等の措置を講ずるもの。	成立： 平成31年4月24日 公布： 平成31年4月26日 施行： 令和2年4月1日
国土交通省	海事局	船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律	海難等により発生した燃料油による汚染損害や難破物の除去等の費用に係る損害から被害者を保護するため、船舶油濁損害賠償保障法では、我が国に入港する一定の外航船舶に対し、これらの損害を賠償するための保険の加入を義務付けてきたところ。 一方で、近年、船舶所有者の保険契約違反により保険会社から保険金が支払われず、船舶所有者による賠償もなされない事例が発生していることから、国際条約を国内法制化することにより、これらの損害の被害者への賠償が確実に実施されるために以下の措置を講ずる。 (1) 保険会社への直接請求権の付与 (2) 外国の裁判判決の効力 (3) 保険契約締結の義務化 (4) その他(証明書の交付等)	成立： 平成31年4月24日 公布： 令和元年5月31日 施行： 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日
環境省	環境・再生資源循環局	浄化槽法の一部を改正する法律	単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換と浄化槽の管理の向上について法的措置を講ずる。	成立： 令和元年6月12日 公布： 令和元年6月19日 施行： 令和2年4月1日
環境省	自然環境局	自然環境保全法施行令の一部を改正する政令	自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等に関し取締官の範囲、担保金等の提供手続等を定める等の措置を講ずるもの。	成立： 令和元年9月6日 公布： 令和元年9月6日 施行： 令和2年4月1日
国土交通省	港湾局	港湾法の一部を改正する法律	洋上風力発電の導入を促進するため、洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾における埠頭の貸付制度を創設するとともに、国際基幹航路の維持・拡大を図るため、国際戦略港湾の港湾運営会社の運営計画の記載事項にこれに必要な取組の内容を追加し、国土交通大臣が必要な情報の提供を行う等の措置を講ずる。	成立： 令和元年11月29日 公布： 令和元年12月6日 施行： 令和2年2月14日(一部の規定は令和元年12月6日)
農林水産省	水産庁	商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律	国際捕鯨取締条約からの脱退及び商業捕鯨の再開を受け、引き続き国連海洋法条約等との関係に配慮しつつ、鯨類の持続的な利用が適切かつ円滑に行われるようにする必要があることから、捕鯨業の適切な実施等を確保する上で重要な役割を果たす鯨類科学調査の実施体制を整備するとともに、捕鯨業が科学的知見及び条約等に基づき適切に行われることを明確にし、円滑な実施に必要な措置を講じる。	成立： 令和元年12月5日 公布： 令和元年12月11日 施行： 令和元年12月11日

国土交通省	海事局 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 ・船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 	令和元年5月31日に公布された「船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律(令和元年法律第18号)」の一部の施行期日を定めるとともに、施行にあたり必要となる規定を整備するもの。	<p>成立： 令和元年12月20日 公布： 令和元年12月25日 施行： 改正法の施行の日 (保障契約の締結を証する証明書の交付に係る施行期日は令和2年3月1日)</p>
国土交通省	海事局	特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令	<p>平成24年(2012年)7月からEUによる対イラン経済制裁措置が発動されたことにより、イラン産原油を輸送するタンカーの損害賠償保険を国際的な保険市場で締結することができなくなったことを受け、イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴い生ずる損害の賠償について、損害保険契約でカバーされる金額を超える金額を、政府が保険会社等に対し交付する契約(特定保険者交付金交付契約)を締結すること等を内容とする特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成24年法律第52号)が制定されているところ。</p> <p>同法では、政令により、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準等を勘案して、損害賠償が発生する際の賠償義務の履行等を担保する際の上限額等を定めることとされており、今般その見直しを講ずるもの。</p>	<p>成立： 令和2年3月17日 公布： 令和2年3月23日 施行： 令和2年4月1日</p>